

独立行政法人国立公文書館の広報業務に係る市場化テストの実施について

公共サービス改革基本方針別表 10 (1)

(独) 国立公文書館の体制等の充実のための方策について検討を行う中で、広報業務における民間競争入札の導入の可能性について検討し、監理委員会と連携しつつ、平成21年末までに結論を得る。

① 国立公文書館の体制等の充実のための方策についての検討について

平成 20 年 2 月より、国の公文書管理の在り方等について議論するための「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が開催され、同年 11 月には最終報告が出された。この中で、国立公文書館の様々な機能強化や体制強化が提言された。

政府においてはこの最終報告を踏まえて、「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」）」案を作成し、平成 21 年の通常国会に提出。議員修正が加えられた上で、可決され、7 月 1 日に公布された。

公文書管理法においては、国立公文書館の様々な機能強化（現用の歴史公文書の保存・利用に関する助言や研修、現用文書の保存（中間書庫）業務、各府省庁への実地調査 等）や、様々な義務（特定歴史公文書等の永久保存、特定歴史公文書等利用の請求権化への対応、「利用等規則」の作成、特定歴史公文書等の利用促進、行政機関・独法職員向け研修の実施 等）が定められた。

現在、本法の施行に向けて、膨大な準備作業に着手しているところ。

※ 準備作業の例

- ・「歴史公文書等」の基準作成（そのための各府省の業務分析・調査・評価選別）
- ・利用の請求権化に対応するための、利用手続きや手数料等に関する検討
- ・「利用等規則」案の作成
- ・公文書管理法の、公文書利用制限範囲の変更等に対応した、公開基準・公開手続・作業フローの見直し検討
- ・利用促進義務に対応するための、展示・デジタルアーカイブ等の推進
- ・研修実施義務に対応するための企画検討
- ・中間書庫業務を実施するための企画検討
- ・各府省庁への実地調査に対応するための企画検討

② 広報業務における民間競争入札の導入の検討について

国立公文書館の広報業務の現状は、以下の通りとなっている。(平成 20 年度実績)

事業名	金額 (百万円)	契約形態
平成21年春の特別展用ポスター等の作成 および配布・掲出等	14	企画競争(平成22年度より 一般競争入札に移行)
平成20年秋の特別展用ポスター等の作成 および配布・掲出等	14	企画競争(平成22年度より 一般競争入札に移行)
国立公文書館のインターネットバナー広 告	6	一般競争入札
地下鉄電飾掲示版広告	1	公募

国立公文書館の広報業務に民間競争入札を実施するにあたっては

- (1) 実施により期待される効果
- (2) 当面の国立公文書館の業務・人員状況

等を総合的に検討した上で、判断すべきであると考えられる。

(1) 実施により期待される効果

○コスト削減効果

国立公文書館の広報業務は、合計で約 35 百万円である。平成 22 年度からはこのうち 34 百万円について一般競争入札が行われる予定である。

これらについて民間競争入札を実施することによる大きなコスト削減は期待できないと考えられる。

○質の向上効果

これらの事業は、既に全て民間委託しており、民間のノウハウを最大限に生かしながら質の向上に取り組んでいるところである。これらについて民間競争入札を実施することによる大きな質の向上は期待できないと考えられる。

○業務の削減効果

複数の契約が一本化されることとなれば、契約関係業務が軽減される可能性がある。ただし、広報業務の民間競争入札の前例がないことから、最初の実施にあたっては、業者選定の方法や仕様書の記載等についての入念な検討、諸資料作成・手続等の新規事務が必要。

(2) 当面の国立公文書館の業務状況

現在、国立公文書館においては、少ない職員数（41名。今年度末には40名となる予定）の中、公文書管理法の施行に伴う準備作業等を最優先の課題として行わなければならない状況である。

また、施行後も当面の間は、新制度の運用にあたり様々に当初予想しなかった事態が発生し、対応が求められることも考えられる。

以上、(1)(2)を総合的に検討した結果、国立公文書館の広報業務については、当面、民間競争入札は実施しないこととしたい。